

政府の新型コロナウイルス感染症に関する 緊急対応策のお知らせ

- ①特別労働相談窓口の設置(厚生労働省大分労働局)
- ②雇用調整助成金の特例(厚生労働省大分労働局)
- ③特別相談窓口の設置(日本政策金融公庫)

大分県商工観光労働部観光政策課
観光産業振興班 TEL 097-506-2116

1

令和2年 2月 13日

【照会先】

大分労働局雇用環境・均等室

室長 桑原 光照

監理官 池辺 雅文

室長補佐 甲斐 昭臣

(電話) 097(532)4025

報道関係者 各位

「新型コロナウイルスの影響による特別労働相談窓口」 を2月14日(金)に開設します

中国等で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、国内においても観光等、経済活動への影響が出始めています。

このため、大分労働局（局長：坂田善廣）では、以下のとおり雇用環境・均等室に「新型コロナウイルスの影響による特別労働相談窓口」を開設し、事業主や労働者からのさまざまな労働相談（解雇、休業、雇用調整助成金等）に対応することといたします。

また、大分労働局ホームページに「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」を掲載していますのでご覧ください。

『新型コロナウイルスの影響による特別労働相談窓口』

場 所 大分労働局雇用環境・均等室
(大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階)

対 象 求職者、労働者、事業主等

期 間 令和2年2月14日(金)～当分の間 8時30分～17時15分(土日、祝日除く)
相談電話番号 [097-536-0110](tel:097-536-0110)

相談例

(事業主の方へ)

- ・労務管理(賃金の支払、解雇、休業手当)
- ・労働者の健康に関する相談

(労働者の方へ)

- ・賃金、休業手当など労働条件に関する相談
- ・退職、解雇、労働条件引下げに関する相談



報道関係者 各位

令和2年2月14日

【照会先】

大分労働局職業安定部職業対策課

課長 久々宮 賢治

(電話) 097(535)2090 (内線303)

事業所給付監査官 奈良 周幸

(電話) 097(535)2100 (内線410)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を実施します

中国等で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が見込まれることから、厚生労働省では、日本・中国間の人の往来の急減の影響に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、下記のとおり雇用調整助成金の特例措置を講じることとしました。

◇特例の対象となる事業主

日本・中国間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国(人)関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合(10%)以上である事業主が対象です。

〈影響を受ける事業主の例〉

- 中国人観光客の宿泊が無くなった旅館やホテル
- 中国からのツアーがキャンセルとなった観光バス会社等
- 中国向けツアーの取扱いができなくなった旅行会社

◇特例措置の内容

- ①休業等計画届の事後提出を可能とします。
- ②生産指標の確認対象期間を3か月から1カ月に短縮します。
- ③最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象とします。
- ④事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【問い合わせ先 大分助成金センター ☎097-535-2100】

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

日本・中国間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国(人)関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合(10%)以上である事業主が対象です。

<「影響を受ける」事業主の例>

- ・ 中国人観光客の宿泊が無くなった旅館・ホテル
- ・ 中国からのツアーがキャンセルとなった観光バス会社等
- ・ 中国向けツアーの取扱いができなくなった旅行会社

※総売上高等に占める中国(人)関係売上高等の割合は、前年度または直近1年間(前年度が12か月ない場合)の事業実績により確認しますので、初回の手続の際に、中国(人)関係売上高等の割合を確認できる書類をご用意ください。

【特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

① 休業等計画届の事後提出を可能とします。

通常、助成対象となる休業等を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、令和2年1月24日以降に初回の休業等がある計画届については、令和2年3月31日までに提出すれば、休業等の前に提出されたものとして扱います。

② 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮します。

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標(生産指標)が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

③ 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象とします。

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

④ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

令和2年1月24日時点で事業所設置後1年未満の事業主については、生産指標を令和元年12月の指標と比較し、中国(人)関係売上高等の割合を、事業所設置から初回の計画届前月までの実績で確認します。



助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人1日当たり 8,335円が上限です。（令和元年8月1日現在）	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日（3年間で150日）	

◆受給手続き◆（下の表参照）

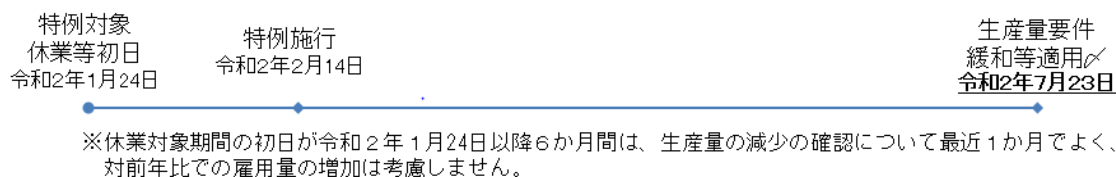
- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに計画届を提出することが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う休業等の計画届を提出する場合、令和2年3月31日までに提出されたものについて、休業等の前に提出されたものとして取扱います。
- 事後提出する休業等については、1度にまとめて提出してください。
- 事後提出しない休業等については、初回の計画届を、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐり、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 事後提出しない休業等の場合の支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

※判定基礎期間とは、計画や支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。

【 特例対象期間のイメージ図 】

新型コロナウイルス感染症

- ①生産量要件緩和、事業所設置1年以上要件緩和、雇用量要件撤廃等（令和2年1月24日～6か月）



- ②計画届の事後提出（施行日以降～令和2年3月31日）



【補足】
計画届の事後提出は、休業等を行う場合、通常どおりの事前提出となりますが、計画届の要件審査においては、引き続き、生産量要件の緩和は令和2年7月23日まで適用されます。
が休祝日の場合は、その前の開庁日までに提出してください。

※令和2年3月31日までは、令和2年1月24日以降を初日とする休業等について、計画届を事後提出できます。

◆その他の主な支給要件◆

- 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- 支給のための審査に協力すること。
 - ① 審査に必要な書類等を整備・保管していること
 - ② 審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
 - ③ 管轄労働局等の実地調査を受け入れること 等
- 労使間の協定により休業等をおこなうこと。
- 休業手当の支払いが労働基準法第26条の規定に違反していないものであること。
- 判定基礎期間における対象労働者に係る休業等の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の1/20（大企業の場合は1/15）以上となるものであること。
- 同一事業主に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月以上の者の休業等が支給対象。

詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

支給の円滑化のため、書類等の整備や休業手当の算定方法の整理にご協力ください。

「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」の設置

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた中小企業・小規模事業者及び農林漁業者等の皆さまに対して、令和2年1月29日付で「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置しておりましたが、このたび令和2年2月14日付で「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」を設置しました。

また、日本公庫国民生活事業においては、同感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方の経営の安定を図るため、令和2年2月21日から「衛生環境激変特別貸付」を実施します。

日本公庫は、同感染症の発生により影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、引き続き政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

※中小企業・小規模事業者の皆さまのお問い合わせ先

最寄りの支店にて、皆さまからのご相談に対応しています。

各支店の住所・電話番号等は[日本公庫ホームページ](#)をご覧ください(受付時間:平日 9:00~17:00)

※農林漁業者等の皆さまのお問い合わせ先

本店	農林水産事業本部	TEL:0120-926478
----	----------	-----------------

(大分県内の窓口)

大分支店	中小企業事業	097-532-4106
	国民生活事業	097-535-0331
別府支店	国民生活事業	0977-25-1151

(参考) 主な融資制度

1. 経営環境変化対応資金

	国民生活事業	中小企業事業 (※)
融資限度額	4千8百万円	7億2千万円
融資期間 (うち据置期間)	設備資金 15年以内 (3年以内) 運転資金 8年以内 (3年以内)	

2. 海外展開・事業再編資金

	国民生活事業	中小企業事業 (※)
融資限度額 (うち運転資金)	7千2百万円 (4千8百万円)	14億4千万円 (9億6千万円)
融資期間 (うち据置期間) <いずれも原則>	設備資金 20年以内 (2年以内) 運転資金 7年以内 (2年以内)	

(※) 中小企業事業については、長期資金のみが対象となります。

3. 新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付 (国民生活事業)

ご利用いただける方	<p>新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来しており、次のいずれにも該当する<u>旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業</u>を営む方</p> <p>(1) 最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること</p> <p>(2) 中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること</p>
資金のお使いみち	経営を安定させるために必要な運転資金
融資限度額	別枠1千万円(旅館業を営む方は、別枠3千万円)
融資期間 (うち据置期間)	7年以内(2年以内)
利 率	基準利率。ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、特別利率 C(基準利率-0.9%)
取扱期間	令和2年2月21日(金)から令和2年8月31日(月)まで
お申込みに必要な書類	ご利用にあたっては、「新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料」のほかに、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、生活衛生同業組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。